

《 令和6年度南三陸町志津川湾夏まつり出店要項 》

(1) 出店について

① 出店料

- ・町内テント1張(3m×3m) : **5,000円**
 - ・町外1張(3m×3m) : **10,000円** ※横3m以上横6m以内 : **20,000円**
 - ・キッチンカー : [町内] **5,000円** / [町外] **10,000円**
- ⇒ **6月30日(日)まで**に事務局(南三陸町観光協会)に支払う

② 仮設営業許可証

- ・飲食物を販売する場合は、当該保健所に申請し許可証を授与された場合のみとする
 - ・許可証の写しを**7月14日(日)まで**に事務局に提出する(FAX、メール可)
 - ・イベント当日、許可証の原本を出店ブース内の見える位置に掲示する
- (※掲示がない場合、保健所等の指導により出店を取りやめとなる可能性有りの為要注意)

③ 露店営業道路使用許可申請

- ・南三陸警察署への届け出は事務局にて一括して行う
- ⇒ **6月20日(金)まで**に以下の書類を事務局へ提出する(原本提出で期日厳守)
- 出店要項 : 1部(署名と捺印済)
 - 暴力団追放への誓約について : 1部(名前のフリガナ、捺印必須)
 - 道路使用許可申請書 : 1部
 - 道路使用許可申請代 **2,300円**を書類提出時もしくは(6月予定)出店者会議で支払う
- ※上記書類の提出が期日までにない場合は出店不可とする

④ 露店等の開設届出

- ・南三陸消防署への届け出は事務局にて一括して行う
 - ・火器を使用する場合、業務用消火器の設置が義務付けられている為各自で準備する
- (※事務局からの貸し出し不可)
- ・火器を使用する場合、当日の開会前に消防署の点検を受ける必要がある為、出店に係る設備配置は**14時30分には完了**する

⑤ 貸し出し備品(キッチンカー、町外出店は除く)

- ワンタッチテント(3m×3m) ※申込書記載の張数のみ貸し出し
- 長机2本
- パイプ椅子2脚

⑥ 発電機

- ・使用する場合は各自で準備持ち込みする
- (※事務局にて配備する発電機は夜に電球を点灯させる用の為、使用及び貸出不可)

⑦ ゴミの処分

- ・営業(店舗)で出たゴミは原則持ち帰り
- (※会場内に設置しているゴミ箱はお客様用の為営業で出たゴミは入れないこと)

⑧ 苦情受付

- ・お客様より営業(店舗)に係る苦情・指摘があった場合内容によっては出店を中止頂く可能性有り
- ・お客様より夏まつり運営に係る苦情・指摘があった場合は速やかに事務局に報告する
- ・店舗間で起きたトラブルは店舗間で解決し、事務局はトラブルに関して一切その責任を負わない

⑨ 出店者会議

- ・出店者会議へ**参加必須(日時決定次第事務局より連絡する)**
- [日時] 月 日 () 15時から
- [場所] 南三陸ポータルセンター(南三陸町志津川字五日町200-1)

⑩ 避難訓練

- ・当日実施する避難訓練へ**参加必須**(※詳細は出店者会議にて共有)

⑪ 売上報告

- ・**8月4日(日)まで**に事務局へ売上報告をする(直接、電話、FAX、メールいずれでも可)
- ※イベントの経済効果を測り報告する為できるだけ正確な売上をご報告願います。

⑫ 清掃活動(町内出店者の方のみ)

- ・イベント翌日の早朝**6時からゴミ拾いへ参加必須**(所要時間30分ほど)
- ※各店舗1名のゴミ拾い協力を必須とし、人的協力をいただけない場合は協力金として、3,000円を徴収いたします。あらかじめご了承ください。

(2) 当日予定タイムスケジュール(準備及び撤収、避難訓練有)について

～12:45	○関係者駐車場へ駐車
12:45	仮設魚市場テント内集合 ① 中礼 ② 仮設魚市場内飲食スペース設置 ※通行止開始前の路上での出店準備は一切不可
13:00～	(通行止開始)
13:00	出店準備開始 ① 店舗ワンタッチテント設置、机イス運搬 ② 電球取付(お試し点灯実施) ③ 店舗毎に販売準備
14:00～	○避難訓練(参加必須)

14:30~	○消防署立会点検
14:00~	営業開始 [南三陸志津川湾夏まつり開場]
17:30	電球点灯 (発電機電源入れる)
20:30	<p>営業終了 [南三陸志津川湾夏まつり終了]</p> <p>※ <u>営業終了時間厳守</u></p> <p>※ 終了時間前のテント撤去は厳禁 (テント内の片づけは可)</p> <p>【撤収作業開始】</p> <p>① 店舗毎に販売に係る設備の撤去</p> <p>② 電球取り外し</p> <p>③ 店舗テント撤去、机イス運搬</p> <p>④ 仮設魚市場内飲食スペース撤去</p> <p>⑤ 終礼 (仮設魚市場内)</p>
22:00	(通行止解除) ※時間厳守

(3) 駐車場について

- ・関係者駐車許可証を各店舗 1 枚までお渡し (出店料お支払い時にお渡し)
- ・当日は関係者駐車場許可証を掲示の上、関係者駐車場へ駐車する (※ 1 台のみ駐車可)
- ・事務局では駐車場内における事故や盗難等のトラブルに関して一切その責任を負わない

(4) 禁止事項 (遵守事項)

- ・**通行止め開始後通行止め区間へ車の乗り入れ禁止 (関係者駐車場への乗り入れのみ可)**
- ・**営業終了時間 20 時 30 分以降の販売禁止**
- ・**準備撤収作業時に事務局並びに警察から車両移動の要請があった場合は即応じること**
- ・**近隣事業者 (個人含む) の敷地内へ無断進入及び駐車禁止 (物品を勝手に置く事も禁止)**
- ・**駐車許可証の無断複製及び他者への譲渡**
- ・法規により禁止されている物品や周辺に危険・迷惑を及ぼす物品の販売禁止
- ・20 歳未満の方への酒類の販売禁止
- ・その他実行委員会が不相当と認定した物品の販売
- ・危険物の持込みや使用は禁止とする
- ・会場等に損害を与えた場合は出店者の負担で現状復旧する
- ・盗難や販売上のトラブルは出店者の責任で処理すること
- ・店舗間でのトラブルは店舗間で協議し解決するものとし、解決に至らない場合は即事務局へ報告する (事後報告となった場合は関係店舗連帯責任とし、翌年以降の出店は不可とする)

※ **禁止事項 (遵守事項) に違反する行為が確認された場合、翌年以降の出店不可とし、違反金として 30,000 円を徴収いたします。**

(5) その他

- ・アルコール提供可とする
- ・テントに電球は設置するが、内部までは光源が届かない為、各自光源準備必要

令和 6 年 月 日

「令和 6 年度南三陸町志津川湾夏まつり出店要項」の内容に同意し、遵守いたします。

店舗名 (事業所名) : _____

代表者名 : _____ (印)

[参考情報]

① 保健所申請について

- 申請先 : 気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) 食品薬事班
- 連絡先 : 0 2 2 6 - 2 2 - 6 6 1 5 (食品担当者へ)
- 申請手数料
 - 臨時営業 (半年に 4 回まで) : 3,000 円
 - 仮設営業 (5 年間の申請) : 新規 10,000 円 (※) / 更新 8,000 円
 - ※ 新規申請の際は最初のイベントで使用する器具 (テント・机等) 類の持ち込みが必要
- 食品衛生責任者の資格の提示
 - ⇒ 仮設営業、臨時営業でも食品衛生責任者の設置が必要となる
 - ・ 責任者をすでに申請している場合は、緑の責任者手帳を保健所申請時に提出
 - ・ 責任者の資格を有していない場合は、「契約書」を記入して保健所へ持ち込み、半年以内に責任者講習 (受講料 6,000 円) を受講する
 - ※ 後日、保健所より講習会の案内が届く
 - ※ 契約書を提出すればイベント出店可能